

## 令和4年度償却資産申告のお知らせ



【問合わせ】 税務課 ☎ 84-0621

### 申告いただく方

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産です。市内で事業を行っている方(法人・個人)で、令和4年1月1日(賦課期日)に償却資産をお持ちの方は、申告が必要です。

(例:工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付け、大型特殊車両の所有、太陽光発電設備による売電など)※ただし、以下に該当するものは申告の対象となりません。

- ◇家屋と構造上一体となっている建築設備
- ◇自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車など
- ◇特許権、実用新案権、その他の無形減価償却資産
- ◇リース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ◇取得価額が20万円未満の償却資産を、3年間で一括して均等償却しているもの

### 申告期限

令和4年1月31日(月)

※12月中旬頃に、前年度以前に申告のあった方へ申告書を郵送します。なお、前回の申告において電算処理による申告をされた方には、「申告についてのお知らせ」のハガキを郵送します。申告書が必要な方は、税務課家屋償却担当までお知らせください。

※申告書・種類別明細書の控えは送付いたしませんので、ご自身で申告書・種類別明細書をコピーし、控えとして保管してください。

### 提出書類

- ①償却資産申告書(償却資産課税台帳)
- ②種類別明細書

※課税標準の特例・非課税・減免に該当する資産をお持ちの方は、各申請書及び事実を証明する書類  
申告についての詳細は、市ホームページまたは申告書に同封の「償却資産申告の手引」をご覧ください。

### 家屋の取り壊しについて

次に該当するとき、翌年度から固定資産税・都市計画税の額が変更になる場合があります。お手数ですが、税務課までご連絡ください。

- ◇家屋を取り壊した、または取り壊す予定がある
- ◇家屋を新築・増築・改築した、またはその予定がある
- ◇土地・家屋の利用方法を変更した、またはその予定がある

